

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

昨年度の医療給付費分についての応能割と応益割は、低所得者に配慮した約7対3という状況でした。今後につきましては、県の動向を注視し検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担につきましては、現在国において、令和4年度から未就学児の軽減が予定されています。さらなる範囲の拡大につきましては、引き続き要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの法定外繰入につきましては、第2期の埼玉県国民健康保険運営方針が策定され、各市町村が目標年度までに赤字を解消していくことが記されました。

また、一般会計からの法定外繰入は、国民健康保険の被保険者以外の方を含めた全市民の負担ともなっていることから、県の示す標準税率を考慮しながら保険税率を見直し、一般会計からの法定外繰入の金額を減少させていかざるを得ない状況となっております。

しかしながら、保険税の増加は、被保険者の方の負担増となるため、急激な増加としないよう配慮が必要となります。現在、一般会計からの法定外繰入を継続しなければならない状況ではありますが、今後も国民健康保険財政の健全化を図りつつ、段階的に削減していきたいと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830

世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免につきましては、条例に規定し、基準に該当される世帯に対し実施しておりますが、低所得者の世帯に対する日高市独自の減免の拡充は予定しておりません。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきましては、昨年度同様、広報、ホームページ等にて周知をし、国の財政支援の範囲において実施いたします。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

生活困窮世帯に対する生活保護基準の適用につきましては、国の基準に沿って実施してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の変更予定はありません。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

医療機関の会計窓口での手続きを実施する予定はありません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

納税相談に来庁いただいた際に生活状況を聴取し、必要であれば生活福祉課等で相談できる旨をお伝えしています。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。
- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。
- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

市税の徴収、財産の差押えに当たっては、国税徴収法等の規定に基づき適切に執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国民健康保険の維持、被保険者間の負担の公平を図るためにも資格証明書の交付は止むを得ないと考えております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

滞納者との接触の機会を確保するため必要なものと考えております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書については、医療の受診抑制を目的としたものではなく、滞納者との接触の機会を確保するための制度であり、長期にわたり保険税の納付がなく、納税相談等に応じていただけない人に交付しており、被保険者間の負担の公平を図るためにも必要なものと考えております。なお、資格証明書を発行した後であっても、特別な事情により医療が必要な方については、短期被保険者証への切り替えを行っております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021 年アンケート結果によれば 2020 年度は 44 市町で 277

人が申請し 272 人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給は、現在のところ 9 月末まで実施します。また、恒常的な施策としての条例の改正予定はありません。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金の支給につきましては、国が示した範囲内で実施してまいります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

他自治体の事例を参考に検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

他自治体の事例を参考に検討してまいります。

(8) 保健予防事業について

2020 年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

当市では、特定健康診査は 1 年度内 1 回につきましては、本人負担額ははありません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

集団で特定健康診査を受ける場合には、肺がん・結核検診、大腸がん検診等を併せて受けることも可能です。

- ③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

受診率向上の対策としましては、SMS や受診勧奨はがきの送付、広報やホームページ等に掲載するなど啓発をしています。また、受診キャンペーンを実施し、被保険者の受診意欲の向上が図れるよう努めています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の管理については、業務上必要なもの以外触れることができないようにし、保管場所に施錠を行う等の管理をしております。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者の保険料や公費負担に加え、若年世代の支援により成り立っております。日高市の地域別推計人口におきましては、75 歳以上の人口が 2030 年にピークを迎える推計が出ており、この先の後期高齢者の医療費の増加は避けられない状況です。このことから、世代間の公平性と財政の安定的な運営を保つため、2 割負担の導入は致し方ないと考えます。国に対しては、通院回数を減らす「受診控え」を防ぐ取り組みが必要と考えます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における健康状態の把握等、個別支援の充実について、課税・非課税の世帯を問わず取り組んでいくことが重要と考えます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

既存の介護予防事業等に加え、高齢者の通いの場における医療保険側からの高齢者へのアプローチとなる保健事業の拡充が図れればと考えます。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定検診とがん検診及び歯科検診については無料、人間ドックについては補助（上限あり）を実施しており、今後も継続して行います。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

市では、一般社団法人飯能地区医師会と連携して、医療体制の充実に努めてまいりました。今後も、地域の実情に合った医療体制が確保できるよう、情報収集等に努めてまいります。

また、機会を捉えまして、国や県に対しましても、地域医療の充実について意見交換等を行ってまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

市では、看護師の育成を行う看護学校の運営に対する補助金を支出し、その活動を支援しています。

また、看護師等を目指す学生に対し、保健相談センター業務の一部を実習の場として提供しておりますので、引き続き、実地経験の機会を提供する等して、即戦力となる学生の育成に協力してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

市では、市民への新型コロナウイルスワクチン接種を強力に推進するため、保健相談センターの職員を増員して対応しております。一日も早く日常が取り戻せるよう、適切に対応してまいります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

新型コロナウイルスの感染状況を見ますと、ワクチン接種が進んでいると思われる高齢者については、感染者数が抑制されつつあり、ワクチン接種が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果を発揮しているものと考えます。市といたしましては、感染防止が図られるよう、市民へのワクチン接種を最優先に進めてまいりたいと考えています。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

PCR検査が感染防止対策の一つとして有効であることは認識しておりますが、現状におきまして、不要不急の外出をしないよう啓発すること、そして何より、市民へのワクチン接種を速やかに進めることが最優先であると考えております。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

当市では、8月19日時点で、接種対象の市民48,662人のうち2回目の接種まで完了した方

は29,854人(61.3%)、1回目の接種を済ませた方は23,735人(48.8%)に至り、市民のご理解と医療関係者のご尽力により、ワクチンの接種が順調に進んでおります。

また、先ほどの質問(4-(1))でもお答えしたとおり、市民への新型コロナウイルスワクチン接種を進めるため、保健相談センター職員を増員して対応しておりますので、1日も早くワクチン接種を完了し、市民が当たり前だった日常を取り戻せるよう、一層の業務改善等を進めてまいります。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

令和3年度からの3年間については、第8期介護保険事業計画にて、被保険者が必要とする介護保険サービス量から、介護保険料を設定しました。今後、高齢者の増加、とりわけ後期高齢者の増加による保険給付額の上昇が続くとみられますが、第8期における第1号介護保険料につきましては、介護給付費準備基金を取り崩すことで据え置きとしました。今後も適正な保険料となるよう、サービスと負担の見直しを進めてまいります。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

申請28人(うち該当26人)元年度分16件134,115円、2年度分26件1,147,695円。

国・県の示した基準により、既収納分についても、令和元年度分まで遡って減免とする取扱いとしました。令和3年度(2021年度)についても同様の基準で減免を実施する予定です。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、非課税・低所得者の負担が軽くなるよう設定されているほか、社会保障充実分として公費による保険料軽減の上乗せが行われているところです。減免には一般財源の繰入ができないなど問題があり、対象サービスや申請方法などで効果も様々ですので、近隣実施状況などをふまえて検討していきます。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険法で定められた支給限度額を超えた場合は全額自己負担となりますが、これはサービス提供側と利用者負担の両面から必要なサービス量を考慮した上での適正値であると考えています。しかしながら、地域特性や利用の仕方など特殊な事情によって適正なサービスが受けられないことのないよう、研究してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用者負担割合の2・3割該当者については、現役並み所得者に相応の負担を求めらるるものであり、一定の理解が得られているものと考えています。なお、所得判定にはタイムラグがあるため、実際にサービスを利用する段階で2・3割負担が足かせとなることがないように、調査などを通して実態把握に努めます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

現状では特定入所者介護サービス費の対象施設となっていないことから、負担限度額の認定を受けることはできませんが、利用者の実態を把握し検討します。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

昨年度初めに一時的な利用控えによる利用者の減少があったものの、現時点では利用も通常並みとなり、経営難とされる事業所の報告も受けておりませんが、介護サービスは要介護者にとって生活上なくてはならないものとなっていることから、できるだけ継続して事業が続けられるような指導と支援を行ってまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

感染防止対策の衛生材料提供については、発注・調達を県が行い、市が準備・管理し配布する形でマスク2回、アルコール1回、手袋4回にわたり全事業所を対象に提供を行いました。

また、市内全事業所に対し、このような感染防止対策等に幅広く使える応援交付金を支給しました。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、高齢者施設入所者を最優先で行った結果、5月末時点ですべての施設で入所者の2回目接種を終えています。また、高齢者施設等従事者についても高齢者に次いで接種予約できるほか、日々の余剰ワクチンの緊急接種対象にも最優先で登録されていることから、近隣と比較しても早期にワクチン接種が進んでいるものと考えています。

PCR検査については、7月以降、ほとんどの事業所従事者を対象として県が無料で実施することとなっていることもあり、ワクチンの接種状況なども考慮し検討していきます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

令和3年4月から小規模多機能型居宅介護施設が開所したほか、第8期介護保険事業計画期間において、地域密着型の施設として、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）および定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備していく予定です。また、次期計画期間においては中～大規模の老人福祉施設（特養）等についても検討をしてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

全ての高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、日常生活圏域を3圏域と設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターが地域における多様な関係機関等との連携を強化し、様々な相談に対応できるよう、機能強化や体制の充実について検討してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

アルコール消毒、マスクなど衛生用品などの配布等につきましては、国や県がそれぞれ、直接実施しております。

また、市におきましても、独自で新型コロナウイルス感染防止対策を講じるための費用を交付いたしました。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

当市では、市民のご理解と医療関係者のご尽力で、ワクチンを接種した市民が増加してまいりましたが、市外にはワクチン接種が進んでいない地域もありますし、何より現在は緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出や都道府県を超えての移動自粛が強く求められているところです。

外出や帰省の際にはPCR検査を受けて、といった広報等もごさいますし、PCR検査が感染防止対策の一つとして有効であることは認識しておりますが、現状におきまして、不要不急の外出をしないよう啓発すること、そして何より、市民へのワクチン接種を速やかに進めることが最優先であると考えております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

日高市では、国の人員基準等を基本としており、現時点において、市単独による対応は予定しておりません。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

当市では、感染した際に重症化するとされた高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を最優先としたところですが、基礎疾患や障がいを持つ方につきましては、高齢者に続く優先順位によりワクチン接種を進めたものです。

なお、接種場所につきましては、バリアフリー化がなされた市内各地に点在する公共施設又は病院等を選定しておりまして、市民の皆様が馴染みのある場所を選べるよう配慮したものです。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

入間西障がい者地域総合支援協議会及び日高市障がい者地域総合支援協議会において、相談体制、地域の体制づくり、その他の就労支援の充実等についての整備を終えております。

- ・相談支援事業所市内4か所
- ・障がい者就労支援センターの設置（市単独）など

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

現在、市内に入所型の施設はございませんが、埼玉県では施設入所の権限が県にあることなどから、現時点では、市単独での補助は考えておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の声を反映する機会といたしまして、入間西障がい者地域総合支援協議会、日高市障がい者地域総合支援協議会の委員となっている障がい者の方や各障がい福祉団体の皆様からご意見をいただいております。

また、障がい者計画等の策定時におけるパブリックコメント等からもご意見やご提案を頂戴し、当事者の声を反映できるよう努めております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

日高市障がい者計画、日高市障がい福祉計画等において、計画的な整備計画を踏まえ、進めております。

なお、現在障がい者入所支援施設への待機者は8名（身体3名・療育5名）であり、グループホーム待機者は0名です。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

現在、地域生活支援拠点整備の中で、短期入所支援の充実及び緊急時のショートステイ先の確保について検討しているところです。

また、多職種連携の在り方に関する検討を進めており、地域包括支援センター主催の会議出席やケアマネージャーと相談支援専門員による訪問同行など、事業所間の連携による取り組みを開始しております。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、障害者支援施設利用者の外出及び外泊は控えられていると思われませんが、外泊時の居宅介護サービスの利用希望がある場合には、サービス利用計画にて状況を確認し、必要に応じて障がい福祉サービスの支給決定を行っております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させること

が必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限の導入については、真に給付を必要とする低所得者に限定することにより、負担の公平性を図る必要があるため、やむを得ないと考えます。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

受診者の医療費助成制度の利便性を図るため、現物給付の広域化は重要であると考えます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

市の重度心身障がい者医療費助成事業では、精神障がい者への助成範囲を埼玉県の補助金交付要綱のとおり、精神障がい者福祉手帳1級所持者の精神病床への入院以外の一部負担金としています。対象の範囲拡大の要望があることは、市でも承知しているところですが、これにつきましては、今後の県の動向を注視してまいりたいと考えています。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害に対する理解を深めることや、健康診査の機会の充実など、行政ができることを進めていかなければならないと考えております。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

日高市では事業を実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

日高市独自の持ち出し金額はございません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

日高市では埼玉県の基準どおりに事業を行っており、現時点で利用時間に関する拡充については考えておりません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現時点で、市による利用料補助の上乗せ等については予定しておりませんが、今後とも他市町の状況等の把握は行っていきたいと考えております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

補助の増額等に関しては、機会を捉えて県に要望してまいりたいと考えております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

料金改定を受けて令和2年度より配布枚数を年間で12枚増やしております。
なお、補助券の導入については現在のところ考えておりません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

市では、福祉タクシー制度、自動車燃料費補助制度とも、年齢、介護者有無等による制限はありません。また、所得制限も実施しておりません。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

日高市では、災害時に支援が必要で、避難行動要支援者名簿へ登録の希望がある場合は、随時、危機管理課の窓口で登録を受け付けております。

避難行動要支援者の方が安全に避難所へ避難され、不便を感じることなく過ごしていただけるよう努めてまいります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

現在、社会福祉施設等と災害協定を締結し、市内には4箇所の福祉避難所があります。災害時には、福祉避難所の開設の時期や避難行動要支援者の避難誘導等、要支援者の支援にはさまざまな課題があります。今後とも、社会福祉施設等と連携を強化し、円滑に福祉避難所が運営できるように検討してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

日高市では、在宅避難している市民や、止むを得ず車内に避難している市民に対して、食料や救援物資の配給、情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行うこととしております。また、在宅避難者に対しては支援内容を防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努めるようにしております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法第四十九条の十一第三項で「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」と定められているので、法に基づき必要な民間団体等の支援者に対して名簿を提供いたします。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

当市におきましては、風水害や地震等の災害につきましては、危機管理課の防災・消防担当が中心となって対応することとなっております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、災害発生時と同様に、対策本部会議を開催する等して、全庁的な対応を実施してまいりましたので、引き続き、庁内の各部署が連携する等して、適宜適切に対応してまいります。

また、保健所の業務が支援できるよう、引き続き県等との連携を維持してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

現状、特に動きはございません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

待機児童の状況ですが、令和3年4月1日現在で、国の待機児童の基準に従いますと0人が当市の待機児童になります。ただし、希望保育所以外の選択を希望しないなどの児童（潜在的待機児童）としましては、18人が保留した児童として計上されております。

これらの児童も含めて、入所利用調整の際には継続して入所状況の確認を毎月実施していきます。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点では、すべての保育施設で定員以内の受け入れとなりました。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当市の待機児童数の状況ですが、令和3年4月1日現在で0人を維持しているところです。また、市内の認可保育所の設置状況ですが、公立保育所3か所、民間保育園5か所の計8か所です。これらの施設以外に地域型保育施設で、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所が各1か所ずつ、幼保連携型認定こども園が2か所運営されています。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育児支援が必要な児童の受け入れを行う施設に対して補助金を交付するなど、国や県と連携しながら対応してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設の認可保育所への移行に対して、施設側と十分に協議し、その計画

や規模など検討し対応してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

当市では、一人一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うため、1歳児担当保育士雇用費補助金を民間保育園などに交付しています。さらに、少人数保育を行っている、0～2歳児を対象とした保育施設「地域型保育事業施設」について、児童の年齢に応じた、施設型給付費を給付しております。

保育士の配置につきましては、国の基準に基づいておりますので、市として予算を増額して対応することは難しい状況ですが、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えていることを踏まえ、引き続ききめ細かい支援ができるように、市と保育施設との連絡体制の一層の強化を図ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善のために使われる民間保育園への委託料予算を確保し、国基準によりますが給与水準の向上や保育士の継続勤務に繋がるように配慮してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、これまでの保育料と比較し制度改正が子育て世帯の経済的負担にならぬよう、低所得者や多子世帯の保護者に対しては副食費が免除となるような制度となっております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施

設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

保育士の質に格差が生じることがないように、研修情報の案内や施設への指導監査を県と協力し実施していきます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

各施設における保育の提供に関して、保育の提供を行う事業者が「利用者の需要を踏まえたサービスを自主的に提供する。」という原則に従い、それぞれの施設で様々な特色で提供されるものと考えております。このため、保護者が各施設に関する情報を得て、保育の利用を選択できることにより、事業者側からの利用者の場に立った良質かつ多様なサービスの提供に繋がられるよう、施設の理念や特徴などの公表に努め、事業への必要な支援を実施してまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

令和3年4月1日現在で待機児童は発生しておりません。今後も待機児童0人を維持できるように必要な措置を講じていきたいと考えております。

また、引き続き、児童が安全に過ごせる環境の維持に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

当市でも「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用して学童保育室の運営支援を実施しています。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、財政当局と調整を取りつつ、予算化を検討してまいりたいと考えております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象

となるように改善してください。

【回答】

現在、当市では公立公営施設はありませんが、引き続き県と連携し安心して保育ができる環境維持に努めてまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】

子ども医療費の助成対象について、平成25年4月から中学3年生まで拡大しておりますが、小学校就学年齢以降の助成費用は全て市の負担となります。

18歳年度末まで拡大することにつきましては、子育て世帯への大きな支援の1つになると考えますが、当市も厳しい財政状況であり、限られた財源の中で対象年齢の拡大に係る費用を市単独費のみで賄うことは大変難しい状況です。

今後、国や県の動向を踏まえた上で、近隣市との均衡や他の子育て支援施策との優先順位を考慮しながら、慎重に検討したいと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

機会あるごとに県の補助制度に対して、所得制限や自己負担制度の撤廃と対象年齢の拡大を要望するとともに、国に対しては、子ども医療費に対する補助制度の創設を要望しております。

今後も引き続き要望を継続して行ってまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

「市のホームページ」や「生活保護のしおり」において、生活保護の概要、要件、決定されるまでをわかりやすく明記しております。

また、生活保護の相談の際には、相談者に誤解や偏見が生じないように、相談者に寄り添い、丁寧に「しおり」に沿って制度説明を行っています。

「しおり」については、生活福祉課の窓口の前に設置されている、パンフレットラ

ックに、誰でも手に取れるよう、常に数部置いております。

2. **生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。**

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言つて過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

扶養照会を条件に、生活保護の申請を受け付けないことはありません。

扶養照会については、申請者に親族との関係性や状況を確認した上で、支援の可能性がある場合に行っています。

今後も、申請者の意向に沿った対応を心掛けてまいります。

3. **決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

支給額の決定や、利用者への不利益処分（保護費の減額等）については、その理由や金額の詳細についてわかりやすく通知するよう心がけています。

また、複雑な計算方法の場合は、利用者の混乱につながるため、決定通知を送付するだけでなく、ケースワーカーからも利用者に対し、支給額や減額等について、保護費を計画的に利用していただく為にも、常にわかりやすく説明を行っております。

4. **ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

6人のケースワーカーを配置し、担当数は平均70世帯となっており、国の示す80世帯に1人という標準数を確保しています。

また、ケースワーカーの質の向上の為にも、福祉事務所内で勉強会やケース診断会議を開催するなど、制度を熟知し、検討する機会を多数設けております。また、各種研修会へ参加する等により、申請者や保護利用者への適切なアドバイスが行える体制を整えています。

5. **無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

住むところがない人の生活保護の相談の際、本人が希望する場合を除き、無料低額宿泊所の入所を強制することはありません。

また、相談者が置かれている状況や状態によって保護を決定しており、居所を失い、やむを得ず「知人宅」や「親戚宅」にいる場合でも、「早急に定住先を探す必要のある困窮者として」生活保護の申請は可能である旨説明しております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援法に基づく、日高市自立相談支援センターが、相談事業を PR し、生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活保護が必要な場合は福祉事務所への相談に繋げています。

また、関係機関と連携し、情報共有を行い、実態を把握し、生活保護に繋げています。

以上